

埼玉県済生会栗橋病院 看護師奨学金規程

第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院が、当院の理念及び活動方針を理解し、当院での就業を希望する後継者（看護師）を育成するために奨学金制度を定める。

第2条 (名称)

この制度の名称は「看護師後継者育成奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

第3条 (奨学生の資格)

本規程の主旨を認め、看護師の資格取得を目指し、資格取得後、当院に勤務する意志のある者で、看護学校に在学中又は、入学が決定した者を対象とする。

第4条 (奨学生の義務)

- ① 奨学生は、当院の理念及び活動方針を理解するとともに、看護師の資格取得を目標に勉学に励むこと。
- ② 奨学生は常に居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに届け出なければならない。
- ③ 奨学生は、当院より修学状況の報告を求められた場合には、これに応えなければならない。

第5条 (申請の手続き)

この規程により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して当院総務課に提出するものとする。

- ① 奨学金申請書（様式1）
- ② 振込口座届（様式3）
- ③ 本人履歴書（写真添付及び住民票）
- ④ 入学及び在学証明書（特に指定なし）
- ⑤ その他当院が必要と認めたもの

第6条 (審査と承認)

本規程の審査と承認手続きは以下の通りとする。

- ① 当院看護部長を起案者とし、定められた関係文書を管理運営会議に提出する。
- ② 管理運営会議は奨学金規程の適用要件にそって審査し、承認又は不承認を決定する。

③ 審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する。

第7条 (契約)

契約した場合は、当院と本人との間で奨学金貸借契約書を締結する。

(別紙様式 2)

第8条 (貸与基準と支払い)

奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

① 貸与期間：奨学金貸与を申請した月から卒業する月まで

② 貸与金額：奨学金は月額 5 万円とする。

③ 貸与日：原則 25 日とし、当院が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日とする。

④ 利息：なし。

第9条 (返済)

奨学金の返済は次の通りとする。

① 当院に採用された後、奨学金貸与期間と同一の期間勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。

第10条 (奨学金貸与の終了と一括返済)

次の各号のいずれかに該当する場合には、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

① 看護学校を退学した場合または卒業が不可能となった場合。

② 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞した場合。

③ 奨学金を受けた職員が奨学金貸与期間と同一の期間勤務せずに退職した場合。

第11条 (入職辞退)

奨学生が卒業後、本規程の主旨に反し、当院に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第12条 (資格取得できなかった場合)

卒業（必要な課程を修了）後、看護師の資格を取得できなかった場合は、1年間に限りに返済を延期できる。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚かつ当院への入職の意志がある者のみとし、これらの意志が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第11条と同様の扱いとする。

第13条 (特例事項)

本規程にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、管理運営会議が判断する。

(付則)

この規程は平成19年4月1日より施行する。

【様式2】

奨学金貸借契約書

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院を甲、借主 乙
として、埼玉県済生会栗橋病院看護師奨学金規程（以下、規程とよぶ）に従い次のとおり奨学
金貸借契約を締結した。

第1条 甲は、乙の奨学金として、以下の金額を毎月、契約期間に貸与する。

貸与契約期間 年 月 より 年 月

貸与金額 月額 50,000 円

②乙は、貸与月額の変更は規程の範囲で申請することができる。

第2条 埼玉県済生会栗橋病院看護師奨学金規程の主旨に鑑み、甲は乙の奨学資金として遅滞
なく当該月の前月25日（当日が土曜・休日にあたる場合はその前日）に奨学金を貸
与し、乙は、勉学に励むことが、双方当事者としての責務である。

第3条 乙が規程第10条、第11条に該当する場合、貸与した奨学金をすみやかに一括返済
しなければならない。

第4条 本契約書に記載無き事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合
は、甲の管理運営会議の決済をうけ、甲・乙双方が誠意を持って協議する。

第5

条 連帯保証人は、乙の本件責務につき乙と連帯して履行の責に任ずる。

この契約の成立を証するために本証書3通を作り、各自署名捺印して、うち1通を所持する。
(印紙は各自の負担とする)

年 月 日

甲 埼玉県久喜市小右衛門 714-6
貸主 済生会栗橋病院
院長 遠藤 康弘 印

乙 住所

借主 印

(連帯保証人) 住所

氏名 印

【様式3】

埼玉県済生会栗橋病院看護師奨学金 振込口座届

<p>私に支給される奨学金は以下の銀行口座に振込まれますよう、申し出ます。</p> <p>氏名.....印</p>													
学校名	<p style="text-align: center;">.....科.....学年</p>												
現住所	<p>〒.....</p> <p>.....</p> <p>電話番号 ()</p>												
振込先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">銀行・支店名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>口座種別・番号</td> <td style="text-align: center;">1.普通</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td>名義 (かた)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	銀行・支店名				口座種別・番号	1.普通			名義 (かた)			
銀行・支店名													
口座種別・番号	1.普通												
名義 (かた)													

◆奨学生本人名義の銀行口座を指定してください。(郵便局はご遠慮ください。)

奨学金申請の手続きの流れ



★まずは、ご相談を

当院の奨学金制度を受けたい方は、当院へご一報ください。

面談してくわしく説明し、書類をお渡しします。

申請に必要な書類

奨学金申請書、振込口座届、入学及び在学証明書、履歴書

奨学金貸与は契約書を取り交わします



- ① 提出後、当院の決済手続きをします。
- ② 承認の有無は申請者にご連絡いたします。
- ③ 承認された方には契約書に記載、捺印して頂きます。
(注：連帯保証人の自署捺印が必要。郵送可)
- ④ 契約書に貼る印紙（200円）が必要です。
(注：用意できない場合はこちらで用意しますので別途現金で1枚200円を頂きます。)

★ 毎月の奨学金の受け取りは

契約が承認された方は、申請月分から奨学金が貸与されます。受け取りはすべて銀行振込をいたします。

★ 学生生活の様々な相談・お手伝いをします

奨学生になられた方には、当院の様々な情報をお送りいたします。

【様式 4】

埼玉県済生会栗橋病院
院長 遠藤 康弘 殿

奨学生辞退願

理 由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

年 月 日

学校名

氏 名

印